毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　編集　三恵印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
号外（三六）
三月三十一日
（火曜日）

目次

教育委員会告示
懲戒処分の指針の制定……一
教育委員会訓令甲
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……五
大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……五
大分県立学校職員服務規程の一部改正……七
大分県教育委員会において特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正……八
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……八
大分県教育委員会電子署名規程の制定……八
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……九

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第三号

懲戒処分の指針を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

懲戒処分の指針

第一　趣旨

本指針は、教職員等の懲戒処分の標準的な種類を明確にすることにより、教職員等の非違行為の防止及び根絶を図り、県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

第二　対象

本指針は、教育庁の職員、県立学校その他の教育機関の職員、市町村立学校県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員をいう。）その他の大分県教育委員会が任命する職員に適用する。

第三　基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

一　非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
二　故意又は過失の度合いはどの程度であったか
三　非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
四　他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
五　過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応

等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

一　非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
二　非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
三　非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
四　過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
五　処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

一　職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
二　非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るもの

であり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第四　標準例

一　一般服務関係

1　欠勤

㈠　正当な理由なく十日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

㈡　正当な理由なく十一日以上二十日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

㈢　正当な理由なく二十一日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

2　遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

3　休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

4　勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

5　職場内秩序を乱す行為

㈠　他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

㈡　他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

6　虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

7　違法な職員団体活動

㈠　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十七条第一項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

㈡　法第三十七条第一項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

8　秘密漏えい

㈠　職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

㈡　具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

9　政治的行為の制限違反

法第三十六条第一項、第二項又は第三項（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員（以下「教育公務員」という。）にあっては、同法第十八条第一項）の規定に違反して政治的行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

10　兼業の承認等を得る手続のけ怠

㈠　営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの許可を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

㈡　承認を得る手続を怠り、給与を受け、又は受けないで、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事した教育公務員は、減給又は戒告とする。

11　入札談合等に関与する行為

県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

12　個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

13　公文書の不適正な取扱い

㈠　公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

㈡　決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

㈢　公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

14　セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び

他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

(一)　暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

(二)　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）を利用したメッセージ等を含む。）の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

(三)　相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

15　パワー・ハラスメント

(一)　パワー・ハラスメント（職務上の権限や地位等を背景にしたいじめ・嫌がらせ・強制等の継続的に他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動をいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(二)　パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

(三)　パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

二　公金公物取扱い関係

1　横領

公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

2　窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

3　詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

4　紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

5　盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

6　公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

7　失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

8　諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

9　公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

10　コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

三　児童生徒等に対する非違行為

1　わいせつ行為等

(一)　児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行った職員は、免職とする。

(二)　児童生徒等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第二項に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。）に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員（(一)に掲げるものを除く。）は、免職、停職、減給又は戒告とする。ただし、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、免職とする。

注　児童生徒性暴力等とは、不同意性交、児童ポルノ所持、性的姿態等撮影等をいい、被害を受けた児童生徒等の同意や当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わない。また、刑法上の性犯罪の対象とならない行為及び刑事罰が科せられなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

2　体罰等

(一)　体罰により児童生徒等を死亡させ、又は児童生徒等に重い後遺症をもたらす傷害を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(二)　体罰により児童生徒等に傷害を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、体罰を行った職員は、児童生徒等の状況等に応じて処分を判断する。

㈣　暴言等の不適切な言動又は指導を行った職員は、児童生徒等の状況等に応じて処分を判断する。ただし、暴言等の不適切な言動又は指導を常習的に行うことにより、児童生徒等に著しい精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

3　その他

㈠　電子メール、ＳＮＳ等を利用して、児童生徒等とやり取りを行った職員は、管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、減給又は戒告とする。

㈡　児童生徒等を自家用車に同乗させた職員は、管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、戒告とする。

四　公務外非違行為

1　放火

放火をした職員は、免職とする。

2　殺人

人を殺した職員は、免職とする。

3　傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

4　暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

5　器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

6　横領

㈠　自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

㈡　遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

7　窃盗・強盗

㈠　他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

㈡　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

8　詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

9　賭博

㈠　賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

㈡　常習として賭博をした職員は、停職とする。

10　麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

11　酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

12　わいせつ行為等

㈠　相手の同意を得ないで、性交等又はわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

㈡　公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

㈢　公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、わいせつ行為等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

五　飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

1　飲酒運転

㈠　飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。）を行い、人身事故又は物損事故を起こした職員は免職とし、自損事故等（自損事故又は違反行為のみの場合をいう。以下同じ。）を起こした職員は免職又は停職とする。

㈡　車両の運転者の飲酒を知りながら当該運転者が運転する車両に同乗した職員又は車両の運転者が飲酒運転をすることを容認した職員は、飲酒運転を行った職員に準じた処分とする。

注　飲酒運転に係る車両は、自動車、原動機付自転車、自転車等の車両をいう。

2　無免許運転

無免許運転を行い、人身事故を起こした職員は免職又は停職とし、物損事故等（物

損事故、自損事故又は違反行為のみの場合をいう。）を起こした職員は停職とする。

3　速度超過違反

速度超過違反を行い、人身事故を起こした職員は免職、停職又は減給とし、物損事故を起こした職員は停職又は減給とし、自損事故等を起こした職員は停職、減給又は戒告とする。

注　「速度超過違反」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上のものをいう。

4　その他の交通法規違反

㈠　1から3までに掲げるもののほか、道路交通法その他の法令の規定に違反し、人を死亡させ、又は重篤な傷害を生じさせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

㈡　1から3までに掲げるもののほか、道路交通法その他の法令の規定に違反し、人に傷害を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、道路交通法その他の法令の規定に違反した職員は、過失の程度、事故後の対応等に応じて処分を判断する。

六　監督責任関係

1　指導監督不適正

非違行為者を指導監督すべき立場で管理又は監督の地位にある職員については、当該非違行為者の懲戒処分の内容及び程度に準じて処分を行うものとする。

2　非違行為の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　県立学校教職員及び市町村立学校県費負担教職員に対する懲戒処分等の基準（平成十四年大分県教育委員会告示第十一号）は、廃止する。

〇教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第一号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会職員服務規程（昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

第九号様式中「第９号様式」を「第９号様式（第28条関係）」に、同様式の（表）中「はりつけ」を「貼付け」に改め、「印」を削り、同様式の（裏）中「心がけ」を「心掛け」に改める。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第二号

教育庁
教育機関

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

第二条第七号中「規定する総務企画監」の下に「、教育改革推進監」を加え、「財務企画監、健康対策・管理監及び体育・スポーツ振興監」を「高校教育推進監及びスポーツ・健康推進監」に改める。

別表第一の九の項を次のように改める。

九　大分県教育委員会電子署名規程（令和八年大分県教育委員会訓令甲第六号）に関する事務	一　大分県教育委員会電子署名規程第三条第二項の規定に基づき、定められた職名以外の職に係る電子署名について教育改革・企画課長（電子署名システムを利用して行う電子署名にあつては、当該システムの管理者）の承認を受けること。	課長
	二　大分県電子署名規程（令和八年大分県訓令甲第二十二号。以下この項中「規程」という。）第五条第一項の規定の例により、教育改革・企画課長の承認を得て、認証局に電子署名記録媒体の発行を申請す	課長

ること。	課長
三　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の発行を申請すること。	課長
四　規程第十条第二項ただし書の規定の例により、電子署名記録媒体を実施者の執務場所以外に持ち出し、使用することについて、承認すること。	課長
五　規程第十一条の規定の例により、教育改革・企画課長及び総務部デジタル政策課長又は電子署名システムの管理者に事故の報告を行うこと。	課長
六　規程第十二条第一項の規定の例により、電子署名記録媒体の失効を教育改革・企画課長に申請すること。	課長
七　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の失効を申請すること。	課長
八　規程第十三条第一項の規定の例により、不要となつた電子署名記録媒体を教育改革・企画課長に引き渡すこと。	班総括

別表第一の十六の項中第二十七号を第三十五号とし、第八号から第二十六号までを八号ずつ繰り下げ、第七号を第十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

十二　施行規則第十一条の四の規定に基づき、所属職員の勤務時間の割振り等を行うこと。	課（所）長
十三　施行規則第十一条の六の規定に基づき、所属職員の勤務時間の割振り等を変更すること。	課（所）長
十四　施行規則第十一条の七第二項の規定に基づき、所属職員に対し育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。	課（所）長
十五　施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、所属職員から育児介護等職員に該当しないこととなつた旨の届出を受理すること。	課（所）長

別表第一の十六の項中第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六　施行規則第十一条の四の規定に基づき、理事、教育次長、参事監及び本庁の課（所）長の勤務時間の割振り等を行うこと。	教育長
七　施行規則第十一条の六の規定に基づき、理事、教育次長、参事監及び本庁の課（所）長の勤務時間の割振り等を変更すること。	教育長
八　施行規則第十一条の七第二項の規定に基づき、理事、教育次長、参事監及び本庁の課（所）長に対し育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。	教育長
九　施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、理事、教育次長、参事監及び本庁の課（所）長から育児介護等職員に該当しないこととなつた旨の届出を受理すること。	教育長

別表第一の十九の項中「、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十一年大分県条例第七十四号）を「弁償条例」」を削り、同項の第一号中「第三十四条」を「第三十二条」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第二の教育改革・企画課の部の二の項の第二号中「若しくは」を「又は」に改め、同部の八の項を削り、同部の七の項の第十一号中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条」に改め、同項を同部の八の項とし、同部中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、同部の四の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　規則第四条第一項ただし書の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、委員が会議に出席することを認めること。	課長

別表第二の教育改革・企画課の部中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三　教育費予算の総括に関する事務	一　教育費予算の総括に関する重要な事務を処理すること。	教育長
	二　教育費予算の総括に関する事務を処理すること。	課長

別表第二の教育改革・企画課の部中十五の項を削り、十四の項を十五の項とし、十の項から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同部の九の項の第四号中「教育功労者表彰（文化の日）」を「大分県教育委員会表彰及び大分県教育長表彰」に改め、同項の第五号及び第六号を削り、同項を同部の十の項とし、同項の前に次のように加える。

九　大分県教育委員会電子署名規程に関する事務	一　大分県教育委員会電子署名規程第三条第二項の規定に基づき、定められた職名以外の職に係る電子署名について承認すること。	課長
	二　大分県電子署名規程（以下この項において「規程」という。）第五条第一項の規定の例により、電子署名記録媒体の発行に関する事務を行うこと。	課長
	三　規程第十三条第二項の規定の例により、不要となつた電子署名記録媒体を廃棄すること。	班総括
	四　規程第十五条の規定の例により、規程の実施につ	課長

いて必要な事項を定めること。	

別表第二の教育人事課の部の七の項の第一号中「若しくは」を「又は」に改め、同部の八の項の第二十四号中「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に改め、同項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同部の十七の項中「、通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）」を「通勤手当規則」」を削り、同項の第二号中「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例」の下に「（昭和三十一年大分県条例第七十四号）」を加え、同部の十八の項中「、通勤手当の支給に関する規則を「通勤手当規則」」を削り、同部の二十の項中「、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例を「弁償条例」」を削り、同項の第二号中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に、「扶養親族」を「家族等」に改め、「こと」の下に「（本庁の職員に係るものに限る。）」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項の第七号中「第三号、第五号及び前号」を「前二号」に改め、同号を同項の第六号とし、同項の第八号中「第九条第一項ただし書」を「第十六条ただし書」に改め、同号を同項の第七号とし、同項の第九号を削り、同部の二十一の項の第二号を削り、同項の第三号中「第三十四条」を「第三十二条」に改め、同号を同項の第二号とし、同項の第四号を同項の第三号とし、同項の第五号中「第九条第一項ただし書」を「第十六条ただし書」に改め、同号を同項の第四号とし、同表の教育財務課の部中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の福利課の部の一の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同部の二の項の第二号中「うえ」を「上、」に改め、同表の文化課の部の一の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第六十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表の体育保健課の部の二の項の第一号及び第三号並びに四の項の第二号中「健康対策・管理監」を「スポーツ・健康推進監」に改め、同項の第五号中「大分県学校給食会」を「公益財団法人大分県学校給食会」に改める。

別表第三の一の部の三の項中第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二　施行規則第十一条の四の規定に基づき、職員の勤務時間の割振り等を行うこと。	所（館）長
三　施行規則第十一条の六の規定に基づき、職員の勤務時間の割振り等を変更すること。	所（館）長
四　施行規則第十一条の七第二項の規定に基づき、職員に対し育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。	所（館）長
五　施行規則第十一条の七第三項の規定に基づき、職員から育児介護等職員に該当しなくなった旨の届出を受理すること。	所（館）長

別表第三の二の部の三の項を次のように改める。

三　大分県教育委員会電子署名規程に関する事務	一　大分県教育委員会電子署名規程第三条第二項の規定に基づき、定められた職名以外の職に係る電子署名について教育改革・企画課長（電子署名システムを利用して行う電子署名にあつては、当該システムの管理者）の承認を受けること。	所（館）長
	二　大分県電子署名規程（以下この項中「規程」という。）第五条第一項の規定の例により、教育改革・企画課長の承認を得て、認証局に電子署名記録媒体の発行を申請すること。	所（館）長
	三　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の発行を申請すること。	所（館）長
	四　規程第十条第二項ただし書の規定の例により、電子署名記録媒体を実施者の執務場所以外に持ち出し、使用することについて、承認すること。	所（館）長
	五　規程第十一条の規定の例により、教育改革・企画課長及び総務部デジタル政策課長又は電子署名システムの管理者に事故の報告を行うこと。	所（館）長
	六　規程第十二条第一項の規定の例により、電子署名記録媒体の失効を教育改革・企画課長に申請すること。	所（館）長
	七　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の失効を申請すること。	所（館）長
	八　規程第十三条第一項の規定の例により、不要となつた電子署名記録媒体を教育改革・企画課長に引き渡すこと。	課（部・室）長

別表第四の図書館の部の一の款の一の項の第二号中「第三条第四号」を「第三条第三号」に改める。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第三号

教　育　庁

県立学校

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　大分県教育委員会

第三号様式中「㊞」を削る。

第十一号様式の（表）中「はり付け」を「貼付け」に改め、「印」を削り、同様式の（裏）中「心がけ」を「心掛け」に改める。

第十三号様式中「㊞」を削る。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第四号

本庁
教育機関

大分県教育委員会において特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成元年大分県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　大分県教育委員会

第一条中「第十五条第六項」を「第十五条第七項」に改める。

別記様式中「㊞」を削る。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第五号

本庁
県立学校

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日　大分県教育委員会

別表第一の四の項の第一号中「第三十四条」を「第三十二条」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第二の二十七の項の第一号中「昭和二十九年文部省告示第九十号」を「平成二十一年文部科学省告示第六十一号」に、「昭和三十二年文部省告示第二十八号」を「平成二十一年文部科学省告示第六十二号」に、「第三条」を「第二条」に、「第二条」を「第一条」に改め、同項の第三号中「財団法人大分県学校給食会」を「公益財団法人大分県学校給食会」に改め、同表の二十九の項の第十三号中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第三項」に改め、同表の三十三の項の第九号中「仮説工作物」を「仮設工作物」に改める。

別表第三の六の項を次のように改める。

六　別表第二の二十九の項の第十四号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十三号、第三十六号、第三十八号から第四十号まで及び第四十六号に定める事項

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第六号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会電子署名規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日　大分県教育委員会

大分県教育委員会電子署名規程

（趣旨）

第一条　この規程は、本庁、教育事務所、遠隔教育配信センター及び教育機関における電子署名の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　本庁　大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号。以下「組織規則」という。）第三条に規定する本庁をいう。

二　教育事務所　組織規則第三条に規定する教育事務所をいう。

三　遠隔教育配信センター　組織規則第三条に規定する遠隔教育配信センターをいう。

四　教育機関　組織規則第三十条に規定する教育機関及び大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）第二条に規定する県立学校をいう。

五　課長　組織規則第十八条に規定する課長及び所長をいう。

六　教育事務所長　組織規則第二十一条第一項に規定する教育事務所の所長をいう。

七　遠隔教育配信センター所長　組織規則第二十一条第一項に規定する遠隔教育配信センターの所長をいう。

（電子署名の職名）

第三条　電子署名の職名は、教育委員会又は教育長、課長、教育事務所長、遠隔教育配信センター所長若しくは教育機関の長とする。

2　前項に定める職名以外の職に係る電子署名を行う業務上の必要があるときは、当該業務を所管する課長、教育事務所長、遠隔教育配信センター所長又は教育機関の長は、教育庁教育改革・企画課長（以下「教育改革・企画課長」という。）（電子署名の付与を行うシステム（以下「電子署名システム」という。）を利用して行う電子署名にあっては、当該システムの管理者）の承認を受けなければならない。

（電子署名記録媒体等の管理責任者）

第四条　電子署名記録媒体等（電子署名記録媒体及び電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等をいう。以下同じ。）の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、次の表のとおりとする。

電子署名の職名	管理責任者
教育委員会	教育改革・企画課長
教育長	教育改革・企画課長
課　長	各課長（電子署名の職名が所長の場合にあっては、当該所の庶務を担当する課長）
教育事務所長	各教育事務所長
遠隔教育配信センター所長	遠隔教育配信センター所長
教育機関の長	教育機関の長
第三条第二項の規定によるもの	教育改革・企画課長が定めた者

備考　電子署名システムの利用に係るＩＤ、パスワード等の管理責任者は、この表の規定にかかわらず、当該システムを利用する所属の長とする。

（電子署名の実施）

第五条　本庁、教育事務所、遠隔教育配信センター及び教育機関における電子署名の実施については、この規程に定めるもののほか、大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）の例による。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（大分県教育委員会電子署名規程の廃止）

2　大分県教育委員会電子署名規程（平成十五年大分県教育委員会訓令甲第八号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この訓令の施行前に、認証局において発行された電子署名記録媒体は、この訓令に基づいて発行したものとみなす。

大分県教育委員会訓令甲第七号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

目次中「第七十二条の三」を「第七十二条」に改める。

第二条第六号中「大分県教育委員会電子署名規程（平成十五年大分県教育委員会訓令甲第八号）第二条第七号」を「大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）第二条第五号」に改める。

第六十八条の見出し中「校合」の下に「並びに審査」を加え、同条中「第六十条」の下に「及び第六十一条」を、「校合」の下に「並びに審査」を加える。

第六十九条を次のように改める。

（電子文書の施行）

第六十九条　電子文書は、文書管理システム、電子メール、総合行政ネットワーク、電子署名システム（大分県教育委員会電子署名規程（令和八年大分県教育委員会訓令甲第六号）第三条第二項に規定する電子署名システムをいう。）、電子申請システム（電子情報処理組織を使用して県の機関に係る申請、届出その他の手続等を行うためのシステムをいう。）その他の業務システム又は電子掲示板（第七十二条に規定する電子掲示板をい

う。）により施行することができる。

2　施行する電子文書には、大分県教育委員会電子署名規程に定めるところにより、電子署名を付さなければならない。ただし、許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書以外の文書については、電子署名の付与を省略することができる。

3　文書管理システム以外の方法で電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

第七十一条第二項を削る。

第七十二条及び第七十二条の二を削る。

第七十二条の三第二項を削り、同条を第七十二条とする。

別表第一中

「

南石垣支援学校	南石支

」を

「

別府やまなみ支援学校	別や支

」に改める。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。